重要事項説明書（自立支援訪問サービス）

自立支援訪問サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づき、重要事項について、次のとおり説明します。

1. 事業者概要

法　人　名	社会福祉法人　壱岐市社会福祉協議会
所　在　地	〒811-5316　長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会長　　安　川　哲　子
連　絡　先	TEL 0920(45)0048　FAX 0920(45)0068
介護保険法令に基づき長崎県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	
1. 訪問介護事業 2. 訪問入浴介護事業 3. 通所介護事業 4. 居宅介護支援事業 5. 福祉用具貸与事業	6. 特定福祉用具販売事業 7. 自立支援訪問サービス 8. 介護予防訪問入浴介護事業 9. 自立支援通所サービス 10.介護予防福祉用具貸与事業	11.介護予防特定福祉用具販売事業 12. ゆうゆうお達者クラブ事業

2. 利用事業所

利用事業所の名称	壱岐市社協勝本訪問介護事業所
指定・事業所番号	4272100050
所　在　地	〒811－5532　長崎県壱岐市勝本町大久保触1736番地2
連　絡　先	TEL 0920(48)3222　　FAX 0920(48)3201
通常の実施地域	壱岐市内
職員体制	管理者　1名
	サービス提供責任者　1名以上
	訪問介護員等　3名以上

3. 営業日・営業時間

営　業　日	年中無休
営業時間	通常の営業時間　８時３０分から１７時１５分まで ※必要に応じて２４時間体制でサービスを提供します。

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	身体上、精神上の障害があって日常生活を営むのに支障があり、支援を要する世帯に訪問介護員を派遣し、日常生活の世話を行い、利用者の生活を支えます。
運営の方針	要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。 また、事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健医療福祉関係者との連携に努めます。

更新日：令和8年7月1日

5. サービスの内容

⑴訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、下記のサービスを提供します。

①食事、排泄、入浴等の身体介護

②調理、洗濯、掃除等の家事援助

③生活等に関する相談助言

④その他必要な日常生活の援助

⑵服薬介助、経管栄養、吸入等の医療行為にあたるサービスは、行いません。

6. 利用料金

利用料金は別紙利用料金表のとおりです。利用者の負担額は、介護負担割合証のとおりです。

但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担頂きます。

7. サービスの中止

サービスの中止については、訪問時間の1時間前にご連絡をお願いします。

8. 利用料金の支払方法

毎月中旬迄に、前月分の請求をしますので、末日迄に口座振替、現金振込若しくは現金でお支払いください。入金を確認後、領収証を発行します。

9. サービス利用の方法

⑴サービスの開始

個別サービス計画作成後、職員が訪問し重要事項について説明し、契約を結んだ後、サービスを開始します。

⑵サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

終了の14日前迄に文書で申し出いただけば、いつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

止むを得ない事情により、本会の都合で30日前に文書で通知し、サービスの提供を終了する場合があります。

③自動的に終了する場合

次の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

・利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

・利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

・事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

・利用者が介護保険施設等へ入所した場合

・利用者の要支援状態が自立又は要介護となった場合

・利用者が死亡した場合

10. サービス内容に関する苦情

(1)利用者サービス窓口・担当者の設置

事業所のサービス及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて、いつでも相談や苦情を承ります。

苦情・相談窓口

壱岐市社会福祉協議会　勝本支所　　TEL 0920(48)3222

苦情・相談受付担当者　　増田　徳子

苦情・相談受付責任者　　立石　真由美

苦情解決第三者委員

田原　輝男	TEL　0920－47－5776
加藤　　浩	TEL　090－5489－2079
山口　壽美	TEL　0920－45－0945
松嶋　幸弘	TEL　0920－44－5771

壱岐市 保険課 介護保険係　　TEL 0920(45)1111

受付時間　8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課　　TEL 095(826)1599

受付時間　9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会　　TEL 095(846)6410

受付時間　9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

(2)苦情・相談等の処理体制及び手順

①初めに苦情・相談担当者が、利用者又は家族からの相談を受け付け、その内容を確認したうえで、その場で解決できるものはすぐ対応します。

②窓口の担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっているサービスの責任者と協議し、解決します。

③事業所内での解決が困難な場合は、処理を保留し、予め事業所が選任した苦情解決第三者委員の立会いの下、当該利用者との話し合いを行い、解決します。

④上記での解決が困難な場合には、当該利用者及びその家族に、長崎県適正化委員会等の機関への申し立てができることを伝え、速やかに当該事案の概要を照会機関に伝え、その指示を仰ぐものとします。

(3)記録と報告

担当者は苦情・相談の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。

(4)苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

サービス事業所が、居宅サービス計画に沿って提供する指定居宅サービスの内容等に対して利用者からの苦情があった場合は、上記の手順によって対応し、サービス事業所から計画に沿ったサービスの提供がされているかどうか、サービス提供状況について聴取し、サービス事業所と利用者の相互意見、内容等を充分に把握し、検討のうえ、利用者が納得のいく総合的なサービスを受けることが出来るよう、サービス事業所と協議し、その解決に努めます。

11. 緊急時及び事故発生時の対応等

(1)利用者及び家族への対応

① 訪問中の利用者の病状の急変または事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、管理者へ報告します。

② 特に診察等が必要な場合は、主治医へ連絡し、指示を受けます。

③ 上記の措置が終わったら、速やかに利用者や家族に説明し、家族の申し出に対して誠実に対応します。

(2)利用者及び家族への損害賠償

サービス提供中に発生した事故等について、事業所が責任を負うものについては、事業所が加入する傷害補償保険の範囲内で補償します。

(3)事故記録と報告

担当者は事故等の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。また、必要に応じて行政機関等にも報告します。

12. 虐待の防止について

(1)利用者への虐待の防止、差別の禁止、その他人権の擁護のため、以下の措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者	立石　真由美

②成年後見制度の利用支援

③苦情解決体制の整備

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

⑥虐待の防止のための指針の整備

(2)虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告します。

13. 第三者評価の実施状況

実施なし

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
介護予防・日常生活支援総合事業利用料金表

【自立支援訪問サービスA2】

令和8年6月1日改定

区分	対象	算定単位	基本単価	特地加算	処遇改善加算Ⅲ	利用料金
イ.1週当たりの標準的な回数を定める場合						
訪問型サービス11	週1回程度の支援が必要な方	1月につき	1,176単位	176単位	280単位	1,632円
訪問型サービス12	週2回程度の支援が必要な方	1月につき	2,349単位	352単位	559単位	3,260円
訪問型サービス13	週2回を超える支援が必要な方	1月につき	3,727単位	559単位	887単位	5,173円
ロ.1ヵ月あたりの回数を定める場合						
訪問型サービス21	（1）標準	1回につき	287単位	43単位	68単位	398円
訪問型サービス22	（2）生活支援が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	1回につき	179単位	27単位	43単位	249円
訪問型サービス23	（2）生活支援が中心である場合 (二)所要時間45以上の場合	1回につき	220単位	33単位	52単位	305円
訪問型サービス ［短時間サービス］	（3）短時間の身体介護が中心である場合	1回につき	163単位	24単位	39単位	226円
初回加算	新規に利用する場合	1月当たり				200円
その他	交通費その他必要な経費が生じたときには、協議のうえ実費をいただくことがあります。					

※上記利用料金は、特別地域加算、処遇改善加算Ⅲを加算した金額です。

更新日：令和8年6月1日

重要事項説明書（自立支援通所サービス）

自立支援通所サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づき、重要事項について、次のとおり説明します。

1. 事業者概要

法　人　名	社会福祉法人　壱岐市社会福祉協議会
所　在　地	〒811-5316　長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会長　　安川　哲子
連　絡　先	TEL 0920(45)0048　FAX 0920(45)0068
介護保険法令に基づき長崎県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	
1. 訪問介護事業 2. 訪問入浴介護事業 3. 通所介護事業 4. 居宅介護支援事業 5. 福祉用具貸与事業	6. 特定福祉用具販売事業 7. 自立支援訪問サービス 8. 介護予防訪問入浴介護事業 9. 自立支援通所サービス 10.介護予防福祉用具貸与事業
	11.介護予防特定福祉用具販売事業 12. ゆうゆうお達者クラブ事業

2. 利用事業所

利用事業所の名称	壱岐市社協勝本通所介護事業所
指定・事業所番号	4272100076
所在地	〒811－5532　長崎県壱岐市勝本町大久保触1736番地2
連絡先	TEL 0920(48)3222　　FAX 0920(48)3201
通常の実施地域	壱岐市内
職員体制	管理者 1名　生活相談員 1名以上　看護職員 1名以上 介護職員 2名以上　栄養士 1名　調理員 5名以上

3. 営業日・営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日
休日	日曜日　毎年１月１日から１月３日
営業時間	通常の営業時間　８時３０分から１７時１５分まで 但し、営業時間外においても必要に応じて、営業します。

4. 施設の概要

名称	勝本町デイサービスセンター
所在	長崎県壱岐市勝本町大久保触1736番地2
定員	４５名
居室の種類	日常動作訓練・レクリエーション室 157.5㎡ 食堂 40㎡　浴室 80㎡　トイレ 65㎡　厨房 67.8㎡

5. 事業の目的と運営方針

事業の目的	デイサービスセンターにおいて、通所サービスを提供することにより、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の介護負担の軽減を図ります。
運営の方針	事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。 また、事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健医療福祉関係者との連携に努めます。

6. サービスの内容

利用者がデイサービスセンターに通所し、下記のサービスを受けることにより、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の介護負担の軽減を図ります。

⑴送迎
⑵健康チェック
⑶日常動作訓練・レクリェーション
⑷給食サービス
⑸入浴サービス
⑹相談援助等の生活指導

7. 利用料金

⑴料金は別紙利用料金表のとおりです。利用者の負担額は、介護負担割合証のとおりです。
但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担頂きます。

⑵次に掲げる費用は、利用者の負担となります。
①食事の提供に要する費用　470円
②おむつ代
③日常生活において通常必要であって、利用者の負担が適当と思われるもの

⑶サービスの中止
サービスの必要がない場合は、当日9時00分迄に連絡をお願いします。

8. 利用料金の支払方法

毎月中旬までに、前月分の請求をしますので、末日迄に口座振替、現金振込若しくは現金持込みの方法でお支払い下さい。入金を確認後、領収証を発行します。

9. サービスの利用方法

(1)サービスの開始

個別サービス計画作成後、職員が訪問し、重要事項について説明し、契約を結んだ後、サービスを開始します。

(2)サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

終了の14日前迄に文書で申し出いただけば、いつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

止むを得ない事情により、本会の都合で30日前迄に文書で通知し、サービスの提供を終了させていただくことがあります。

③自動的に終了する場合

次の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

・利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
・利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
・事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
・利用者が介護保険施設等へ入所した場合
・利用者の要支援状態が自立又は要介護となった場合
・利用者が死亡した場合

10. サービス利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たっては、次のことに注意して下さい。

①入浴サービスを利用する場合は、職員の指示に従い、入浴についての規則を守ること。

②機能回復訓練室を利用する場合は、職員の指導に基づき利用すること。

③送迎サービスを利用する場合は、事業所の指定した時刻までに外出の準備を行い、移動中は職員の指示に従うこと。

④その他管理者が定めたことを守ること。

11. サービス内容に関する苦情

(1)利用者サービス窓口・担当者の設置

事業所のサービス及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて、いつでも相談や苦情を承ります。

苦情・相談窓口

壱岐市社会福祉協議会　勝本支所　TEL 0920(48)3222

苦情・相談受付担当者　西　暁子

苦情・相談受付責任者　立石　真由美

苦情解決第三者委員　田原　輝男　TEL　0920－47－5776

加藤　　浩　TEL　090－5489－2079

山口　壽美　TEL　0920－45－0945

松嶋　幸弘　TEL　0920－44－5771

壱岐市 保険課 介護保険係　TEL 0920(45)1111

受付時間　8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課　TEL 095(826)1599

受付時間　9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会　TEL 095(846)6410

受付時間　9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

(2)苦情・相談等の処理体制及び手順

①初めに苦情・相談担当者が、利用者又は家族からの相談を受け付け、その内容を確認したうえで、その場で解決できるものはすぐ対応します。

②窓口の担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっているサービスの責任者と協議し、解決します。

③当該事業所内での解決が困難な場合は、処理を保留し、予め事業所が選任した苦情解決第三者委員の立会いの下、当該利用者との話し合いを行い、解決します。

④上記での解決が困難な場合には、当該利用者及びその家族に、長崎県適正化委員会等の機関への申し立てができることを伝え、速やかに当該事案の概要を照会機関に伝え、その指示を仰ぐものとします。

(3)記録と報告

担当者は苦情・相談の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。

(4)苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

サービス事業所が、居宅サービス計画に沿って提供する指定居宅サービスの内容等に対して利用者からの苦情があった場合は、上記の手順によって対応し、サービス事業所から計画に沿ったサービスの提供がされているかどうか、サービス提供状況について聴取し、サービス事業所と利用者の相互意見、内容等を充分に把握し、検討のうえ、利用者が納得の行く総合的なサービスを受けることが出来るよう、サービス事業所と協議し、その解決に努めます。

12. 非常災害対策

非常災害（消防、風水害、地震等）に関する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行います。

13. 緊急時及び事故発生時の対応等

(1)利用者及び家族への対応

①サービス提供中に利用者の病状が急変又は事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、管理者へ報告します。

②特に診察等が必要な場合は、主治医へ連絡し、指示を受けます。

③上記の措置が終わったら、速やかに利用者や家族に説明し、家族の申し出に対して誠実に対応します。

(2)利用者及び家族への損害賠償

サービス提供中に発生した事故等について、事業所が責任を負うものについては、事業所が加入する傷害補償保険の範囲内で補償します。

(3)事故記録と報告

担当者は事故等の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。また、必要に応じて行政機関等にも報告します。

14. 虐待の防止について

(1)利用者への虐待の防止、差別の禁止、その他人権の擁護のため、以下の措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者	立石　真由美

②成年後見制度の利用支援

③苦情解決体制の整備

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

⑥虐待の防止のための指針の整備

(2)虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告します。

15. 第三者評価の実施状況

実施なし

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
介護予防・日常生活支援総合事業利用料金表

令和8年6月1日改定

【自立支援通所サービスA6】

区　分	単位	基本単価	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅲ	利用料金
□総合事業対象者 □要支援1	週1、１月の中で4回程度	1,798単位	72単位	185単位	2,055円
	1回当り （１月の中で1回～4回まで）	436単位	72単位	50単位	558円
□総合事業対象者 □要支援2	週2、１月の中で8回程度	3,621単位	144単位	373単位	4,138円
	1回当り （１月の中で5回～8回まで）	447単位	144単位	59単位	650円

□科学的介護推進加算算定（ひと月40円）は、別途月額で加算されます。

※上記利用料金は、サービス提供体制強化加算Ⅱと処遇改善加算Ⅲを加算した額です。

更新日：令和8年6月1日